

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正について

1 趣旨

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和 39 年 10 月横浜市規則 第 130 号）の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業に係る様式(第 1 号様式から第 30 号様式まで)を削除し、それに係る文言整理を行います。
- (2) 日常生活支援事業に係る規則と様式（第 37 号様式から第 42 号様式まで）を削除します。

3 新旧対照

別紙参照

4 施行予定

令和 8 年 12 月 1 日（予定）

5 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。